

中小企業緊急雇用安定助成金制度の 拡充について

昨年12月の創設以来、これまで数度の要件緩和が行われている中小企業緊急雇用安定助成金について、本年3月30日から、解雇等を行わない事業主への助成率が上乗せ（4/5 → 9/10）されました。

本助成金は、従来の雇用調整助成金の見直しにより創設され、現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、休業及び教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するなど、失業の防止が目的とされています。

今回は、その概要等についてご紹介します。

[支給対象事業主は？]

要件①

雇用保険の適用事業の中小企業事業主

業種	資本金・常用労働者数
小売業・飲食店	5千万円以下又は50人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
その他	3億円以下又は300人以下

要件②

最近3カ月の売上高又は生産量等がその直前3カ月又は前年同期比で5%以上減少していること。（ただし、前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可。）

要件③

それぞれ次のいずれにも該当する休業（従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉若しくは従業員毎の1時間以上の休業）及び教育訓練又は出向（3カ月以上1年以内の出向）を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向労働者の賃金の一部を負担する事業主

- 対象期間内（事業主が指定した日から最長3年間に実施されるもの）
- 労使間の協定による休業等であること
- 事前に管轄ハローワークに「休業等実施計画届」を提出したもの
- 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）、被保険者以外の者で6か月以上雇用されている者も対象となりますのでハローワークにご相談下さい。
- 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
- 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
- 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

[支給額は？]

- 休業・教育訓練の場合

休業手当または賃金相当額×4/5（1人1日）

※ 教育訓練の場合は、

訓練費6,000円（1人1日）を加算

- 出向の場合

出向元事業主が負担した賃金相当額×4/5

※助成率の上乗せについて

次の要件を満たす場合には、助成率が4/5 → 9/10に上乗せされます。

- 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6カ月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6カ月の間に事業所労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと。

[支給限度日数は？]

3年間で300日（最初の1年間で200日まで）

■お問い合わせ 本件に関するお問い合わせは、

本会 ☎018-863-8701

又は最寄りのハローワークまでお願いします。

2月、本県では268件の申請

国がまとめた雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の本年2月の申請状況（速報値）によると、本県は278件（うち、中小企業268件）となっており、1月の184件（うち、中小企業178件）と比較し、利用が急増している。

平成21年2月
雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況【速報値】

	大企業		中小企業		合計	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
1 北海道	36	1,404	238	6,313	274	7,717
2 青森	2	438	114	8,000	116	8,438
3 岩手	16	8,095	388	14,743	404	22,838
4 宮城	21	8,477	250	13,197	271	21,674
5 秋田	10	2,356	268	14,992	278	17,348
6 山形	19	5,376	610	24,000	629	29,376
7 福島	60	12,388	760	31,608	820	44,000